

【産業部門】

| 事業名 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 障害者雇用促進援助事業 | 障害者を雇用している事業主に対して、国の助成期間後も引き続き常用労働者等として雇用する場合に助成。1人月額5,000円、半年間（重度障害者の場合1人月額10,000円、1年間） |
| 勤労者等住宅建設資金貸付事業 | 住宅新築・購入もしくは増改築・修繕する勤労者等に最大500万円の融資を行う。 |
| 農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業 | 農業機械・施設等導入の国県補助事業に対して、5%を上乗せ交付する。園芸銘產品育成事業関連と転作機械導入（大豆関連）については、20%を上乗せ交付する。 |
| 農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業 | 全国に発信できる園芸銘產品の育成を図るため、ハウスや防風・防虫ハウス等の導入に対し補助を行う。（補助率40%） |
| 市町村営農業土木事業 | 国県補助対象外の末端用排水路・農道を、地元から費用の半分の寄付を受け整備する。 |
| 土地改良事業補助金交付要綱 | 土地改良区が行う事業に必要に応じて、補助を行う。補助率は通例1/2程度。 |
| 市町村営土地改良事業 | 土地改良事業に要する経費に充てるため、土地権利者または土地改良区から受益の範囲内で賦課金を徴収する。 |
| 農村排水等整備事業 | 農村地域内の生活雑排水が流れる水路を市単独事業として整備。農業用施設の危険箇所に安全施設の設置等を行う。 |



岩室村の加入が認められた第6回

第6回協議会 催

岩室村が加入し、13市町村で 合併建設計画策定に向けて協議

第6回新潟地域合併問題協議会
6月16日、新潟市内で行われた第6回新潟地域合併問題協議会の協議内容についてお知らせします。岩室村の加入に伴う協議会規約の改正、第5回までに調整方針案が合意された事務事業及び事務事業以外の行政制度への岩室村の調整方針案、平成14年度決算、15年度予算等が承認されました。また、各種事務事業227項目でまだ調整方針案が合意されていなかつた51項目のうち、決算、15年度予算等が承認されました。

今後、各市町村から要望のあった、新市の一体化や魅力となる広域的に有益な事業、合併しなくとも実施する通常事業等について、財政計画等を考慮し、各論の掲載事業を協議していくことになります。

ホームページで情報提供しています
 ◆新潟地域合併問題協議会ホームページ
<http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>
 ◆横越町合併関連ホームページ
<http://www.town.yokogoshi.niigata.jp/gappei/>

合併事務担当部署

- ◆新潟市役所 広域合併推進課 ☎228-1000代
- ◆横越町役場 総務課 ☎385-2111代

ご厚志に感謝

4月20日に開催されたたもぎの里オープンまつりでの山崎製パン株提供によるパンの売上金と、たもぎの里全店の売上の福社に役立ててほしいと寄付がありました。

市町村合併についてのご意見、お問い合わせは、総務課までお寄せ下さい。協議会でこれまでに調整された事務事業で、横越町にない制度で合併後に新潟市の制度を適用するとしたものをお知らせします。先月号までは、保健福祉、住民生活、教育文化、都市整備の各部について掲載しました。今月号では、産業部門について掲載します。

シリーズ⑩

新潟地域 合併問題協議会の動き 新潟市の制度を適用する事業・第6回協議会の内容について

【産業部門】

| 事業名 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 産業活性化研究開発支援事業 | 企業等の新たな技術や生産品の開発を支援する。補助率1/2、限度額500万円。（福祉・環境・IT分野は、補助率2/3、限度額1,000万円） |
| 商店街環境整備事業費補助事業 | 商店街等のアーケード、街路灯、案内板等の新設・改修の工事費用を助成する。（補助率30%、限度額2億円） |
| 商店街組織化事業費補助事業 | 商店街等が組織強化のために協同組合等を設立する場合、15万円の助成。 |
| 商店街活性化事業費補助事業 | 商店街の将来構想の研究や活性化の実現等のためにアドバイザーの派遣等に助成する。 |
| 商店街空き店舗等対策事業 | 商店街等が空き店舗をコミュニティ施設や共同店舗として運営する経費を助成する。①改装費（助成率30%、限度額2億円）②賃借料（助成率50%、限度額300万円） |
| 中小企業向け融資事業 | 一定の条件を満たした者に運転資金等を融資する（限度額2,000万円）。また、夏期・年末資金を融資する（限度額700万円）。商店街等活性化資金を中小企業者や組合に対して融資を実施。（限度額は内容によって異なる） |
| 中小企業無担保無保証人融資事業 | 一定の条件を満たした者に運転資金・設備資金を融資する。（限度額1,000万円） |
| 中小企業人材確保・時短促進援助資金融資事業 | 一定の条件を満たした者に対して、設備資金を融資する。（限度額5,000万円） |
| 中小企業開業資金融資事業 | 事業所を開業する、もしくは開業後6か月未満の28歳以上の方に資金を融資する。（一定の条件及び開業必要資金の3割の自己資金が必要） |
| 中小企業経営支援融資事業 | 希望者のうち生産額または売上高に減少がみられ、一定の条件を満たした者に対して、3,000万円を限度に運転資金融資を行う。 |
| 中小企業公害防止施設資金貸付事業 | 中小企業者で公害防止のための施設改善または工場・事業場を移転する場合、設備資金として1,500万円を限度に融資を行う。 |
| 中小企業公害防止施設資金利子補給事業 | 公害防止施設資金の融資を受けている方を対象に実施。 |
| 工場用地取得助成事業 | 製造業者が特定地域に工場を建設するため、必要となる用地取得・造成費の20%を助成する。（限度額1億円） |
| 工場周辺環境整備促進助成事業 | 製造業者が特定地域で行う工場の建設に伴い、道路など施設整備経費を1/2以内で助成する。（限度額5,000万円） |
| 工場建設促進助成事業 | 一定の条件を満たす製造業者が特定地域で工場建設を行う場合、固定資産税相当額や事業所税相当額以内で助成を実施。 |
| 工場集団化等助成事業 | 製造業で中小企業構造の高度化に寄与する工場等の建設に要する経費を対象に、固定資産税相当額以内で助成。 |
| 工場等新增設資金融資事業 | 主に中小企業（製造業など）が、新規に用地取得や生産施設を建設する場合、2億円以内で融資を行う。 |
| 設備近代化資金融資事業 | 製造業者が近代化設備の導入を図る際、8,000万円以内で融資を実施。 |
| 人材育成助成事業 | 中小企業が中小企業大学校等の研修を受ける場合、その経費の1/2以内（限度額20万円）を助成。 |
| 雇用促進助成事業 | 製造業者が特定地域に工場を建設し雇用の拡大が図られる場合、採用者1人につき5万円を助成。（限度額500万円） |